



福祉ハイヤー Q&A

Q1 運賃が 1000 円だった場合、いくら支払えばよいのですか？

A1 乗車券 1 枚で初乗運賃相当額の 610 円が助成されますので、差額の 390 円をお支払いください。

Q2 運賃が 1500 円だった場合、乗車券を 2 枚使うことはできますか？

A2 できません。乗車券は 1 回につき 1 枚の使用となっています。

Q3 乗車券を 2 枚使っておつりをもらうことができますか？

A3 できません。乗車券は 1 回につき 1 枚の使用となっています。

Q4 利用者以外も相乗りすることはできますか？

A4 ご本人が乗車していれば相乗りは問題ありません。

Q5 町外へ行くことはできますか？

A5 できます。ただし超過が発生した場合はお支払いください。

Q6 年度内に使い切れなかった乗車券を翌年に繰り越して使えますか？

A6 期限切れとなり使えません。翌年度分について新たに交付を受ける必要があります。

Q7 10 月の消費税率改正で運賃が上がった場合、いくら助成されますか？

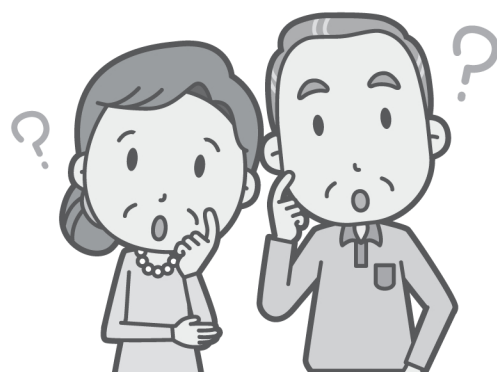
A7 初乗運賃相当額としていますので、仮に 620 円に上がった場合は 620 円が助成されます。

Q8 乗車券をはがして使ってもいいですか？

A8 表紙が無いと利用者のお名前を確認できません。はがさずに乗務員へお渡し願います。

Q9 80 歳以上の重度身体障がい者は乗車券を二冊もらえますか？

A9 一冊のみとなります。すでに重度身体障がい者として交付を受けている方はそちらを優先します。



4/1
から

福祉ハイヤー はじまります

80 歳以上の高齢者に、年 12 回分のハイヤー乗車券を交付します。

(初乗運賃相当額)



福祉ハイヤーってなんですか？

羽幌町ではバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障がいを持つ方が、通院や買い物などでハイヤーを利用する場合にその費用の一部を助成しておりましたが、町民のみなさまの福祉向上のため、4 月より対象者を「年度内に 80 歳以上となる高齢者」にも拡大することとしました。これにあわせ制度の名前も「福祉ハイヤー」に変更します。

対象となる方には申請書を送付していますので、必要事項を記入押印の上、役場窓口（離島地区は各支所）に提出しハイヤー乗車券をお受取りください。



福祉ハイヤー利用上の注意点

- ・乗車券は 1 回につき 1 枚の使用とし、初乗運賃相当額（現在は 610 円）が助成されます。超過分は本人支払いとなります。
- ・本人乗車時のみ使用可能です。乗車の際は顔写真付き身分証明書の提示をお願いします。
※身分証明書の例：運転免許証（期限切れ可）・運転経歴証明書・マイナンバーカード・パスポート・身体障害者手帳・資格の免許証など
- ・利用できる指定業者は、共和交通または沿岸ハイヤーです。
- ・偽りや不正使用があった場合は、乗車券の返還を求めることがあります。

顔写真付き身分証明書をお持ちでない方には、マイナンバーカードの作成をお願いしていますが、作るまでの間、健康保険証や介護保険証による本人確認で乗車することもできます。

お問い合わせ

福祉課社会福祉係 0164-68-7004